

仮ナンバー よくある質問

申請

- Q. 仮ナンバーの申請をした際に、運行目的や運行期間、運行経路等について詳しく聴取を受けることがあります。時間がないので、聴取を省略してそのまま許可していただくことは可能ですか？
- A. 運行目的や運行経路、運行期間等が制度の要件を満たす申請なのか、また申請が真正なものか等、仮ナンバー許可のために審査が必要となります。そのため、事情聴取や疎明資料等の提示を求める場合もありますのでご協力ください。なお、事情聴取や疎明資料の提示に応じない場合は、仮ナンバーの許可ができないことがありますのでご了承ください。
- Q. 同一の自動車で複数回申請を行うことは可能ですか？
- A. 原則一台につき1回の許可となります。
ただし、1回の運行で運行目的を達成できない時は、『理由書』の提出や疎明資料の提示等により許可できる場合もあります。
- Q. 運行当日、都合により市役所へ申請に行くことができません。予めその前日に申請することはできますか？
- A. できません。ただし、運行当日に早朝から運行する場合は、その前日に申請をすることができます。また休日に運行する場合は、前開庁日に申請することができます。なお、その場合、許可期間以外の日に運行することはできませんのでご注意ください。

運行期間

- Q. 整備が長引く可能性や、車検が不合格になる可能性を考慮し、運行日数を長めに設定することはできますか？
- A. 必要最小日数での許可となり、日数に余裕をもって許可することはできません。
- Q. 車両の整備のため仮ナンバーを申請したいのですが、整備等を業者に一任しているため、実際整備に何日かかるのか分かりません。最大日数の5日間で申請することはできますか？
- A. できません。仮ナンバーは、事前に運行の経路・期間等の計画を立てた上で申請することとされています。

運行目的

- Q. 車検を前提とした車両整備のため、その前段階として、整備工場を回って見積もりを取る予定です。このような理由による仮ナンバーは申請できますか？
- A. そのような運行目的は認められていないため、許可できません。
- Q. 検査登録を受ける予定はありませんが、自動車の整備のために仮ナンバーを申請することはできますか？
- A. 検査登録を受けることを前提としていない車両の場合は、許可できません。
- Q. 運行目的が複数ある場合、1度の申請で許可を受けることはできますか？
- A. 一運行につき一目的のため許可できません。目的別に申請をしてください。

返却

- Q. 運行終了後、市役所が開庁している時間内に仮ナンバーと運行許可証を返却することができない場合、どうしたらいいですか？
- A. 開庁時間外の場合、市役所宿直に返却が可能です。また、やむを得ない場合、また宅急便等による返却も可能です。